市議会 自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する検討シート(各項目)

検討No.	整	理番号	項目	提案 箇所	会派	市議会からの意見	意見に対する考え方
1	1	(1)	目的	案文	市政会議 市民クラブ	・ 「自主自立のまちの実現」は手段であり最終目的ではない。「すべての市民の 幸福感や充実感があふれる社会の実現」が目的と考えるので、加えてほしい。	
2		(2)	定義	案文	市政会議	・ (5) の協働の定義の中で、「それぞれの立場及び特性を対等なものと尊重する考えの下」という表現はわかりやすいものに変えた方がいい。	
3				案文	政新	・ (5) 協働の定義で「市政運営の公共的な」となっているが、協働は市政運営 に限らない。「1. (4) 自治の基本原則」「7. (1) 協働」では「公共的課題~」 としており、市政運営に限定していないのではないか。	
4		(4)	自治の基本原則	案文	政新	・ 「(2) 市民参画の原則」は「参画機会保障の原則」に変更すべき。男女協働 参画も含めた機会均等づくりを明記すべきである。市民参画については「7. (2)」で規定されている。自治の原則として大事なのは参画機会を保障する ことである。	
5					政新	・ 「(4) 多様性尊重の原則」については『全体からの視点』としては理解できるが、『それぞれの立場からの視点』が重要であることから、「個性の尊重と相互理解の原則」としていただきたい。	
6	2	(1)	市民の権利	案文	市政会議市民クラブ	①に下記の文言を追加ならびに修正していただきたい。市民の直接民主主義の諸権利を体系的に明らかにしておくことが重要なため。記:①市民は、主権者として、この条例及び地方自治法に定める範囲において、次に掲げる権利等を有し、必要に応じてこれを行使することができる。 (1) 市長又は市議会議員に立候補し、及び選挙する権利 (2) 市議会及び市長等に請願する権利 (3) 条例の制定・改廃を請求する権利 (4) 市民投票の請求又は発議の権利 (5) 議会の解散、又は市議会議員及び市長の解職の発議の権利 (6) 住民監査請求及び住民訴訟の権利	
7					共産党議員団	・ ②の中で、「サービスを享受」とあるが、「平等」を追加し、「サービスを平等 に享受」とすべきである。	

検討No.	整理番号	引 項目	提案 箇所	会派	市議会からの意見	意見に対する考え方
8	3 (1	市議会の権限	案文	統一意見	「市政運営の監視」は市議会の責務の中にも機能として掲げられているが、 市議会の権限でもあるので、ここでも規定すべきである。	
9	(2) 市議会の責務	案文	統一意見	「私たちのまち」という表現がここにだけ使われているが、全体との整合が取れていないのではないか。 ・ 「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に換え、(1)の「市民の代表者としての意思決定機能」を「市としての意思決定機能」にすべきと考える。市民の代表は立場をさし、意思決定は市の意思をさすものと考えるため。	
1 0	3・4共	通 市議会 市長等	案文	統一意見	・ 「4 市長等」と対比すると整合の取れていない部分がある。例えば権限の 部分で、市長には「市民の代表として」とあるが、同じ市民の代表である市 議会には記載されていない。また、議会には「議事機関」とあるが市長には 「執行機関」とは記述がない。表現を合わせる必要があるのではないか。	
1 1	5 全体	市政運営	案文	市政会議 共産党議員団	・ いくつかの箇所で「議会」とあるが「市議会」にすべきであろう。	
1 2	(1	基本原則	案文	共産党議員団	・ ②の中で、「戦略的に」という表現は「積極的に」に換えるべき。	
1 3	(3) 財政運営	案文	共産党議員団	・ ②の中で、「情報を市民に」とあるが、「情報を市民と市議会に」にしていただきたい。	
1 4	(4) 情報共有 ・説明責任	案文	統一意見	・ 「会議の公開」及び「会議録等の提供」について規定すべきである。	
1 5	(7) 審議会等	案文	統一意見	・ 「複数委員会兼務の制限」と男女共同参画をめざした「クオータ制の努力義務」についても規定すべきである。	
1 6	(9) オンブズパーソン	項目 記載順	統一意見	・ ①は苦情対応についての記載であり、オンブズパーソンについてではない。 中項目(9)を「オンブズパーソン等」に変更するとともに、①と②を入れ替え、オンブズパーソンの規定を前に持ってくるべきであろう。	

検討No.	整理番号	項目	提案 箇所	会派	市議会からの意見	意見に対する考え方
1 7	5 (14)	政策法務	案文	統一意見	・ 「市長等は、〜、条例等を規定する権限」という表現では『市議会の権限』 と誤解する恐れがあるため、別の表現を検討していただきたい。	
18	(16)	危機管理	案文	共産党議員団	・①と③の中で、「対応」とあるが「対処」ではないか。	
1 9	6 全体	都市内分権	案文	政新	・ 大項目「6 都市内分権」が「(1) 地域自治区」しかないのであれば、「5 市 政運営」に含んでも差し支えないのではないか。	
2 0			案文	政新	・ 地域自治の推進を目指している基本条例ならば、「6 都市内分権」ではなく、 「6 地域自治」とすべき。「都市内分権」は「地方分権」同様、『中央から 分け与える権限』に思える。地域主権の志を明確にすべきである。	
2 1	(1)	地域自治区	案文	市政会議 市民クラブ	・ ③事務所については 13 区と旧市で異なるが、整合を明確にしておく必要があるのではないか。	
2 2			案文	政新	・ ④・⑤は基本条例で規定する必要がないので削除してはどうか。	
2 3	7 (1)	コミュニティ	案文	市政会議	・ ①カッコ内のコミュニティの定義では幅広すぎる。また「団体」より「集団」という言葉の方が、集まり・つながりをイメージできる。「活動する市民団体」を「地域に関わりながら活動する集団」としてはどうか。	

検討No.	整理番号	項目	提案	会派	市議会からの意見	意見に対する考え方
2 4	8 全体	市民投票	説明	共産党議員団	・ 市長は住民投票の実施を「市民の意見が二分しているとき」としているが、 それはここで規定される『市民・市議会・市長が対等に発議権を持ち、市民 意思の確認をする』と異なる。明確な記載が必要ではないか。	
2 5	(1)	市民投票	案文説明	市政会議市民クラブ	・ 7の中で、「総数の 4 分の 1 以上」とあるのを「総数の 5 分の 1 以上」とすべきである。一般的には市民投票は投票率が 2 分の 1 以上の場合に成立するといわれて、そのうちの 2 分の 1 を超えると可決される。すなわち「総数の 4 分の 1 以上」は可決要件と同じであり、制度矛盾をきたすといえるのではないか。	
2 6			案文説明	市政会議市民クラブ	・ 7の「総数の4分の1以上」ではハードルが高すぎるのではないか。	
2 7			案文説明	公明党 毘風	• 7の「総数の4分の1以上」に賛同する。住民による重い判断となることからも「4分の1以上」が妥当である。	
2 8			案文	創風クラブ	・ 8 の中の「年齢満 18 歳以上の市民で」を削除した方がいい。高校生の対応をどう考えているのか。	
2 9	10 (1)	最高規範性	記載順考え方	政新	・ 「最高規範性」は、10 番目に記載されているが、本条例の位置づけという 点から「総則」の次(2 番目)に持ってくるべきではないか。	
3 0			案文	創風クラブ	・ ①で「最高規範、~ 遵守し」、②で「他の条例、規範等~この条例の趣旨を尊重し」「この条例との整合を」と記載されているが、これだけでは最高規範性の位置づけが不透明なのではないか。	

検討No.	整	理番号	項目	提案 箇所	会派	市議会からの意見	意見に対する考え方
3 1	11	(1)	条例の見直し	案文説明	統一意見	・ ①の「5年ごとに」を「5年を超えない期間ごとに」に修正していただきたい。これは5年にこだわるものではなく、「必要に応じて」という意味と「最長5年までには」という意味を含んでいる。	
3 2				案文説明	創風クラブ	・ ①の中の「5年ごとに、」を削除してもいいのではないか。	
3 3				案文説明	共産党議員団 (委員会時)	・ ①の中で、「5年ごとに」を「4年ごとに」にすべきではなか。4年にすれば 市長任期の中で必ず1回は見直しをすることになる。	
3 4				説明	政新	・ 【説明】の中で、「総合計画に準じて5年に一度」となっているが、総合計画の見直しと直接関係ないので、紛らわしい記載は削除すべき。	
3 5		(2)	改正等	案文	市政会議市民クラブ	・ 市民、市議会も改正の提案(請求)をすることができるので、その規定を 設けるべきである。	
3 6				案文	市政会議	・ 「広く市民の意見を聴くために」のあとに「市民投票を発議し、又はその他」を加え、最高規範にふさわしい民主的な手続きを担保する。また改正内容に応じて必要な措置を選択できるように「その他」の文言を入れておく。	
3 7				案文	市政会議市民クラブ	・ 「改正には市議会の3分の2以上の賛成が必要」とした特別議決の条項を 入れるべきである。	
3 8				説明	創風クラブ	・【説明】の中の「執行機関である市長の権限濫用を防止する観点から、」は不要であると考える。	